

新旧対照表

変更後	変更前
<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 団体監理型による外国人研修生を受け入れている事業協同組合及び当該事業協同組合に属する組合員</p> <p>事業協同組合の名称等</p> <p>1. 紋別国際交流協同組合 代表者 代表理事理事長 嘉 成 正 己 所在地 北海道紋別市港町5丁目 3番4号</p> <p>2. オホーツク国際人材交流協同組合 代表者 代表理事理事長 <u>小 谷 康 一</u> 所在地 北海道紋別郡雄武町字 雄武700番地</p> <p>3. 海外交流事業協同組合 代表者 理事長 佐 藤 博 所在地 札幌市中央区大通西10 丁目4番地</p> <p>(略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体 <u>別表1</u>のとおり</p> <p>(略)</p> <p>5 該当規制の特例措置の内容 規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠</p> <p>(略)</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に</p>	<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 団体監理型による外国人研修生を受け入れている事業協同組合及び当該事業協同組合に属する組合員</p> <p>事業協同組合の名称等</p> <p>1. 紋別国際交流協同組合 代表者 代表理事理事長 嘉 成 正 己 所在地 北海道紋別市港町5丁目 3番4号</p> <p>2. オホーツク国際人材交流協同組合 代表者 代表理事理事長 <u>花 田 一 夫</u> 所在地 北海道紋別郡雄武町字 雄武700番地</p> <p>3. 海外交流事業協同組合 代表者 理事長 佐 藤 博 所在地 札幌市中央区大通西10 丁目4番地</p> <p>(略)</p> <p>4 特定事業の内容 (1) 事業に関与する主体 <u>別表1</u>のとおり</p> <p>(略)</p> <p>5 該当規制の特例措置の内容 規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠</p> <p>(略)</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に</p>

変更後	変更前
<p data-bbox="268 210 807 385">従事し過去一年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p data-bbox="268 403 807 766">本計画で規制の特例措置の適用を受けようとする特定企業（二次受入機関）で、平成19年度末までに帰国した研修生等について送り出し機関を通じて確認した結果が別表4であるが過去一年間に研修等を終えて帰国した者のほとんどが、本邦において修得した技術、技能又は知識を活用した業務に従事していることを確認した。</p> <p data-bbox="268 784 807 1196">なお、平成<u>21</u>年の送り出し機関は中国大連国際合作（集団）股份有限公司、大連万順達国際物流有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連新華国際経済合作有限公司、中智（大連）对外服务有限公司、<u>中国機械設備進出口総公司、山東斯凱特経貿発展有限公司、及び大連獐子島漁業集団股份有限公司の8</u>機関で、平成<u>22</u>年においても同様の予定となっている。</p>	<p data-bbox="890 210 1430 385">従事し過去一年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において習得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p data-bbox="890 403 1430 766">本計画で規制の特例措置の適用を受けようとする特定企業（二次受入機関）で、平成19年度末までに帰国した研修生等について送り出し機関を通じて確認した結果が別表4であるが過去一年間に研修等を終えて帰国した者のほとんどが、本邦において修得した技術、技能又は知識を活用した業務に従事していることを確認した。</p> <p data-bbox="890 784 1430 1245">なお、平成<u>20</u>年の送り出し機関は中国大連国際合作（集団）股份有限公司、大連万順達国際物流有限公司、大連奔騰経済技術合作有限公司、大連新華国際経済合作有限公司、中智（大連）对外服务有限公司、<u>中国機械对外经济技术合作総公司、山東国際合作聯合有限公司、山東恒豊对外経貿有限公司及び山東欣栄人材服务有限公司の9</u>機関で、平成<u>21</u>年においても同様の予定となっている。</p>